

等級及び職制上の段階ごとの職員数

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の3第2項の規定に基づき、等級及び職制上の段階ごとの職員数を公表します。

(令和7年4月1日現在)

職務 の級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	人数	割合	職制上 の段階	人数	割合
1級	定型的な業務を行う主事又は技師 の職務	36人	12.6%	主事級	36人	12.6%
2級	知識又は経験を有する主事又は技 師の職務	31人	10.8%	主事級	31人	10.8%
3級	1 係長の職務 2 高度な知識又は経験を有する 主事又は技師の職務	85人	29.7%	主事級	68人	23.8%
				係長級	17人	5.9%
4級	1 課長補佐の職務 2 高度な知識又は経験を有する 係長の職務	61人	21.3%	係長級	37人	12.9%
				課長補佐級	24人	8.4%
5級	1 課長の職務 2 高度な知識又は経験を有する 課長補佐の職務	58人	20.4%	課長補佐級	27人	9.5%
				課長級	31人	10.9%
6級	1 部長の職務 2 高度な知識又は経験を有する 課長の職務	8人	2.8%	課長級	8人	2.8%
7級	部長の職務	7人	2.4%	部長級	7人	2.4%
	合計	286人	100.0%		286人	100.0%